

宮城県告示第四百十号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十二条第一項の規定により宮城海区漁場計画を定めたので、同法第六十四条第六項の規定により当該計画を公表するとともに、漁業の免許予定日及び申請期間を告示する。

令和五年五月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 宮城海区漁場計画の内容

1 漁業権に関する事項

別冊1のとおり

2 保全沿岸漁場に関する事項

設定なし

二 漁業法施行規則（令和二年農林水産省令第四十七号）第二十四条に掲げる事項

1 宮城海区漁業調整委員会の意見の概要及び当該意見の処理の結果

原案どおり定めることに異議なし

2 漁場図

別冊2のとおり

三 免許予定日 令和五年八月三十一日

四 申請期間 令和五年六月一日から同年七月三十一日まで